

西尾市新型コロナウイルス感染症対策 信用保証料補助金のご案内

【概要】

西尾市では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける中小企業者等への支援のため、愛知県融資制度の経済環境適応資金サポート資金を受ける者が負担する信用保証料について最大で100万円の補助金を交付します。

【対象】

次の要件をすべて満たす者とします。

- ・法人の場合は本社、個人の場合は住所地又は主たる事業所を市内に有すること
- ・愛知県経済環境適応資金サポート資金の内、下記のいずれかの融資を受けていること

- ①セーフティネット【環セ100】 ②セーフティネット【環セ80】
③経営改善等支援【環伴】 ④新型コロナ借換【環コロナ借換】

- ・西尾市に税金を納めており、市税の滞納が無いこと
- ・補助金の申請までに信用保証料の支払いを済ませていること

【補助金額】

支払済信用保証料の額の100%とし、一補助対象者あたりの年度内の上限額は100万円まで(100円未満切り捨て)とします。

ただし、融資金額に借換を含む場合は、支払済信用保証料から返戻保証料を差し引いた額とします。

また、資金使途に補助対象外となる車両等(※)を含む場合は、その分の支払済信用保証料を控除して算出します。

(※) 補助対象外となる車両等

3・5・7ナンバーの車両並びにこれらに付属するもので、これらの改造費等の諸経費を含むものとします。(ただし、緑ナンバー、黒ナンバーの車両は除きます)また、申請者と自動車検査証の使用者の氏名又は名称及び住所が異なる場合もナンバーに関わらず補助の対象外となります。

【申請方法】 次の書類を、西尾市役所商工振興課窓口にご提出ください。

① 新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)
② 信用保証協会が発行する信用保証書の写し
③ 信用保証協会が発行する「返戻保証料の振込についてのご案内」の写し ※借換を含む場合のみ
④ 金融機関証明書(様式第2号) ※貸付を行った金融機関にて記入
⑤ 法人登記簿謄本の写し(3ヶ月以内のもの) ※法人の場合のみ
⑥ 印鑑証明書の写し(3ヶ月以内のもの)
⑦ 市税の完納証明書の写し(3ヶ月以内のもの)
⑧ 車検証の写し ※資金使途に補助対象となる車両を含む場合のみ
⑨ 補助金交付請求書(様式第4号) ※日付、金額は記載しないでください。
⑩ 誓約書

※上記①・④・⑨・⑩の様式は、西尾市ホームページからダウンロードできます。

【申請期限】

金融機関からの貸付実行後30日以内となります。

(申請期限が休日に該当する場合は、休日前の平日が期限となります。)

問合先 西尾市産業部商工振興課 電話0563-65-2168
西尾市ホームページ <http://www.city.nishio.aichi.jp/>